

川崎市立夢見ヶ崎小学校PTA規約

第一章 名 称

第1条 本会は川崎市立夢見ヶ崎小学校PTAと称し、事務局を夢見ヶ崎小学校内に置く。

第二章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における、児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教職員になるようにつとめる。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活等を指導する。
- 3 児童の生活環境をよくする。
- 4 学校の教育的環境の改善と整備に努力する。
- 5 公教育費を充実することに努力する。
- 6 その他、目的をとげるために必要な活動をする。

第三章 方 針

第4条 この会の会員は、この会の名のもとに一切の営利活動、宗教活動、政治活動に関係してならない。

第5条 この会は、教育活動を助成するため意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第四章 会 員

第6条 この会の会員となることのできる者は次の通りである。

- 1 川崎市立夢見ヶ崎小学校に在籍する児童の保護者
- 2 川崎市立夢見ヶ崎小学校の校長及び教職員

第五章 役員及び会計監査委員

第7条 この会に次の役員及び会計監査委員(以下、会計監査)を置く。任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

- 1 会長1名(保護者)
- 2 副会長 若干名(保護者)
- 3 会計 若干名(保護者)
- 4 書記 若干名(保護者若干名、教職員2名)
- 5 会計監査 若干名(保護者)

第8条 役員及び会計監査の任務は次の通りである。

- 1 会長はこの会を代表し、この会を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その業務を代行する。
- 3 会計は会計事務を処理する。
- 4 書記はこの会の運営について会長の指示を受け、業務を遂行する。
- 5 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第9条 役員及び会計監査の選出は次の方法による。

- 1 候補者推薦委員会を設けて次年度の役員及び会計監査の候補者を挙げる。
- 2 役員及び会計監査候補者の氏名は本人の同意を得て、選出の7日前までに会員に通知する。
- 3 役員及び会計監査の決定は総会出席者の信任による。

第10条 役員及び会計監査候補者推薦委員会は学年代表より6名、教員より1名、運営委員会より2名、それぞれ互選により選出されたものによって構成される。学年代表6名の中より、推薦委員会正副委員長を選出する。

第六章 機 関

第11条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会及び運営委員会
- 3 常任委員会
- 4 特別委員会
- 5 会計監査委員会

第12条 総会は毎年2回定期総会を開くことを原則とし、必要によって臨時総会を開催することができる。定期総会は次の通り行う。

- 1 年度はじめの総会においては事業及び決算の報告、新年度事業計画、予算の承認、規約の改廃等
- 2 年度末の総会においては、次年度の新役員・会計監査の選出、規約改廃等
なお、次年度の新役員・会計監査の選出、簡易な内容と判断された議事のみの場合は紙面総会として行うことも可とする。

第13条 総会の定足数は全会員の5分の1以上(委任状含む)とする。

第14条 総会の議決は出席者及び委任状の過半数の同意を必要とする。

第15条 役員会は三役をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

- 1 役員会は運営に必要な事項を審議する。
- 2 学校長は役員会に出席し、意見を述べることができる。

第16条 運営委員会は、会長、副会長、会計、書記、常任委員会正副委員長及び校長(顧問)によって構成される。

第17条 運営委員会の任務は次の通りとする。

- 1 年次事業計画の立案及び予算案の作成
- 2 総会に提出する議案の審議作成
- 3 常任委員会、その他の委員会の連絡調整
- 4 常任委員会の設置及び必要事項についての審議
- 5 その他、この会に必要な事務の処理

第18条 運営委員会の開催は適宜とする。

第19条 運営委員会は、委員の半数以上の出席をもって議事を開くことができる。

第20条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第21条 常任委員会には次の委員会を置く。

- 1 広報委員会
- 2 成人委員会
- 3 校外委員会
- 4 学年委員会
- 5 バザー委員会

但し、必要により他の委員会を置くことができる。

第22条 常任委員会の正副委員長は会長がこれを委嘱し、委員は各委員会が選定し、会長がこれを委嘱する。

第23条 常任委員の任期は1年とする。但し、重任は妨げない。

第24条 常任委員の選出は次の通りとする。

- 1 保護者の互選により、各学年より必要な委員数の委員を選ぶ。
- 2 教職員若干名

第25条 常任委員会の任務は次の通りである。

- 1 広報委員会 会の運営及び推進についての広報活動等
- 2 成人委員会 児童を健全育成するための、会員相互の教養を高める各種事業等
- 3 校外委員会 児童の校外における生活と望ましい地域社会作りに関する諸事業等
- 4 学年委員会 学校教育への協力および家庭と学校との親睦を図るための諸活動等
- 5 バザー委員会 バザーについての計画、推進に関する諸活動等

第26条 常任委員会は、正副委員長及び委員をもって構成し、会長の承認のもとに委員長がこれを招集する。役員及び校長はこれに参加できる。

第27条 各常任委員会は事業計画を運営委員会にはからなければならない。

第28条 特別委員会は必要に応じ運営委員会によって設けることができる。

第七章 会 計

第29条 この会の会計は、会費及びその他の収入によってまかなう。

第30条 この会の会費は、月額1世帯350円とする。

転出入について。

1. 一日(月初日)に在籍がある場合は徴収する。
2. 過納金があるときは、月割りでの返金対応とする。

第31条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第32条 この会計の決算は、会計監査委員会の監査を経て、総会に報告しその承認を得るものとする。

附 則

第33条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しないかぎり運営委員会の議決を経て定める。

第34条 この規約は昭和59年12月 4日より実施する。

平成 6年 3月 9日 一部改正

平成 16年 3月 12日 一部改正

平成 26年 4月 23日 一部改正

平成 28年 3月 2日 一部改正

平成 30年 5月 2日 一部改正

令和 2年 1月 31日 一部改正

令和 3年 5月 7日 一部改正